

第 1 4 回 教 育 委 員 会 会 議 録 (要 点)

日 時 場 所	平成28年10月11日(火)午後1時30分 庁舎第1別館10階 入札室
出席委員	委員長 奥本 忠孝、委員 藤井 信子、委員 吉良 佳世 委員 篠宮 博幸、教育長 高橋 実樹
欠席委員	なし
会議に出席した者の職・氏名	事務局長 新居田 昌彦、総務課長 林 秀樹、 学校教育課長 益田 哲郎、社会教育課長 八木 輪吾、 文化振興課長 真部 春樹、体育振興課長 神野 秀夫、 学校給食課長 丹下 義人、総務課課長補佐 安藤 透水江
傍聴人	一般 1名
議 題	第14回 (1) 議案第61号 今治市文化財保護審議会委員の委嘱について (2) その他
奥本委員長	傍聴について確認する。
—各委員—	異議なし
奥本委員長	異議なしと認め、傍聴を許可する。 (傍聴人入場)
奥本委員長	午後1時30分、開会を宣す。 第13回会議録を承認してよいか問う。
—各委員—	承認する。

奥本委員長

会議録の署名委員に藤井委員、吉良委員を指名する。
教育長の報告を求める。

高橋教育長

先日のなかよし運動会大変お世話になりました。ありがとうございました。

私は丁度育樹祭に参加をしておりました。平成3年に天皇皇后陛下がお手植えされた北山杉としだれ桜を皇太子殿下がお手入れをされ、森を守り育てることの大切さを全国に広める大会がございました。

今日は4点ご報告いたします。

まず、1点目です。子ども達の様子についてです。

9月11、18、19、21、22日に雨のために延期したり、強行したりして中学校の運動会が開催されました。小学校は25日でしたが、朝は天気ですべての小学校が運動会を行いました。途中から雨が降りまして、その日に終了した学校、翌日等に出来なかった種目を行ったという学校がございました。

練習の際も雨が多く、当日も雨が降っていたのですが、本当に子ども達が力いっぱい走ったり、跳んだり、演技にと頑張っておりまして、その姿に私も感動いたしまして、立派な運動会ができたのではないかと感じております。

見学していた保護者の方も、子ども達が一生懸命する姿に感動したというお言葉も頂きましたし、安心をいたしました。

特に、大三島中学校、大島中学校、吹揚小学校の運動会は、統合後2回目の運動会として、見事な運動会ができました。そして、その前に、朝倉小学校、日吉中学校の統合がありましたけども、両校とも子ども達が力いっぱい取り組む姿に、保護者の方も惜しみない拍手を頂きました。

それぞれの学校で、今まで以上の地域の方のご参加を頂き、新しい歴史を刻む運動会として、子どもを支えてくださったように思います。

2点目です。9月議会の報告をします。

私のほうは、古川議員、岡田議員、谷口議員の3名から一般質問がありました。

古川議員の質問は、「学校教育について」で、5点ご質問がありました。

1点目は学力の向上についてということで、全国学力・学習状況調査の現状分析、教育力向上推進委員会による結果分析により、その成果と課題を明確にして、対話的な学びの場の設定などの改善策を提案し、各学校はそれに基づき、自校にあった方策を加え、改善に努めているというご報告をしました。

2点目は嘱託講師と学習アシスタントについてというご質問ですが、嘱託講師を小学校3校、中学校11校に17名の配置、学習アシスタントは小学校17校、中学校6校に24名の配置していること、嘱託講師は、授業中のサブティーチャーとして、学習に遅れがちな児童生徒、もっと学習を深めたい児童生徒に対して、学習支援をしていること、学習アシスタントは、チームティーチングにより、一斉指導のなかでの個人指導を、この配置により教職員の負担軽減が図られ、子どもに向き合う時間の確保、ひとりひとりの心に寄り添う学級経営にも効果を挙げていることを答弁をさせて頂きました。

3点目、体力向上について、でございます。昨年度、本市の子どもの体位は、ほとんどの学年で身長、体重ともに全国県平均を下回っておりますが、全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、全国に比べ、小学校女子は高く、男子はわずかに高い、中学校男女とも、ほとんど差がないとの結果がでましたので、そのご報告と、各学校の課題を検討し、体力アップ計画を策定し、現状を的確に把握・分析して体力向上に向けた取組みをおこなっていると答弁致しました。

4点目、ハートなんでも相談員の相談活動について、でございます。27名を28校に配置し、子どもの問題、家庭で抱える諸問題など丁寧に対応させて頂いていること、そして、子どもの心に寄り添う指導をしております。スクールカウンセラー5名を9校に、スクールソーシャルワーカー4名を5校と1施設に配置していること、1施設はコスモスの家でございますが、相談、学校生活支援員、学習アシスタント、嘱託講師、不登校対策非常勤講師を配置し、個別指導や相談活動、子ども達の支援にあたっております。青少年センター悩み相談室、いじめ相談ホットライン等を通じ、24時間受付可能な窓口を設けて対応しており

ますと答弁いたしました。

5点目、特別支援教育の推進について、というご質問でございました。インクルーシブ教育システムの構築、個別の教育支援計画や指導計画、教育環境や言葉遣い、黒板の書き方、学習に興味関心意欲が持てるようにする配慮、学習に見通しを持ち、自分から取組めるようにする配慮、分かる出来ることを実感できる授業づくりに努めているところでございます。そして、特に今年から吹揚小学校にある通級指導教室へ島嶼部から来るのが大変なので、宮窪小学校に巡回通級指導教室を設けたことを答弁いたしました。

次に、岡田議員からは教育行政についての4点のご質問を頂きました。

1点目、小中学校の統合後の状況についてですが、通学については概ね問題がないこと、人数が増えたことで、社会性、コミュニケーション能力が向上し、クラスで競い合うなど切磋琢磨しうる態度が身についてきていると答弁致しました。

2点目、中学校の部活動のありかたについてですが、部活動が、スポーツや文化に親しみ、責任感や連帯感の涵養に資する活動であるという「よさ」を活かしながら、教職員の負担軽減を図っていききたいこと、生徒数の減少により、野球やサッカー、バレー等において合同チームを編成し、生徒や地域のニーズに可能な限り対応していききたいと答弁致しました。

3点目、いじめ問題、不登校問題の現状についてです。些細なトラブルも重大事案につながるかもしれないという危機感をもって対応していること、積極的ないじめ認知に努め、早期解決図っていること、解消されても継続した観察・指導をこころがけていること、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向け、今までの取組みを見直しながら、子どもの命と人権はしっかり守っていくこと、地域全体で見守る体制づくりに取り組んでいるところであると答弁致しました。

4点目、教職員の勤務状況についてです。校長が、出勤・退勤時刻の記録により把握していること、統合型校務支援システムのモニター校を6校指定し、校務効率化の検証を

行っているところであり、業務アシスタントは今後の検討課題であることを答弁致しました。

次に、谷口議員からは、児童生徒への安全運転啓発についてご質問を頂きました。

長期休業中は、家庭中心の生活となり、気も緩み、安全に対する意識も低くなりがちです。

このため、部活動や大会の行き帰りは、顧問が安全指導を行い、全校・学年招集日には、重ねて全体指導を行い、交通ルールやマナーの徹底に努めていること、地域や保護者から頂く声や情報から、具体的な指導をこころがけていること、今後も保護者・家庭への啓発と子どもへの交通安全教育の徹底を図ってまいりたいことを答弁致しました。

3点目でございます。

先の答弁をさせて頂いた後、新聞にも掲載されましたが、9月17日、土曜日午後6時59分でございます。

市内中学校1年生が、運動会の準備が終わり自宅に帰り、友達の家遊びに行っておりました。信号機のない横断歩道を自転車で通行中、軽四自動車と衝突し、即死されました。本当に残念なおもいでいっばいでございます。

その後、自転車のシールから学校名がわかり、学校に連絡があり、本人がわかり家庭がわかり、各機関へも連絡させて頂きました。検視終了後まで、教育委員会職員と学校職員も最後まで付き添いをさせて頂きました。

本当に残念なことでしたが、先日、運動会に伺いますと、ご両親の了解のもと、テントの下に椅子を設置してご本人の鉢巻を置いて、運動会と一緒に参加をしてもらっていました。子ども達にも自分のこととして交通安全には気をつけるよう指導を致しました。

また、事故の夜、緊急の「児童生徒の交通安全事故防止について」の文書を各学校に送付し、交通事故・違反の根絶を図るよう依頼を致しました。

最後、4点目でございます。

9月26日に学校に、N響メンバーがやって来られ、弦楽四重奏の催しがございました。

モーツァルトやサン・サーズ、モンティ、ハイドンからジブリ曲など10曲余り演奏した後、弦楽四重奏の演奏による校歌を合唱して終了致しました。

午前中は玉川中学校、九和小学校、午後は近見小学校、近見中学校で行われました。

以上でございます。

奥本委員長

教育委員会事務局長に報告を求める。

新居田教育委員会
事務局長

9月定例市議会での、教育委員会関連の答弁内容について、報告致します。

まず、山本議員より、今議会に上程しました議案のうち、報告第6号平成27年(ワ)第76号損害賠償請求事件(1審事件名)に係る、高松高等裁判所への控訴の提起についての専決処分について質議が4点ございました。

1点目、市が一市民と裁判することはあまり好まないが、やむえない場合もある中、教育委員会が傍聴を認めなかったことから起こっているが、なぜ認めなかったのか

2点目、判決の内容について、判決主文は3点にわたり説明しているが、それだけではわかりにくいので、原告の請求内容も合わせて説明してほしい。また、判決主文中に「原告のその余の請求を棄却する」とあるが、「その余の請求」とはどのような内容か。

3点目、控訴の理由について、なぜ控訴をしたのか説明してほしい。

4点目は、原告が提訴にいたるまでに関して、原告から市を相手取って松山地裁今治支部に提訴したが、その前に、相手方との話し合いの機会はなかったのかです。

まず、1点目、教育委員会が傍聴をなぜ認めなかったのか、についてです。

本事件は、平成26年8月29日午後3時から、波方公民館において開催された、平成27年度使用小学校教科用図書採択を議題とする臨時教育委員会において、傍聴受付締切時間に遅れて来た原告に対し、傍聴を認めなかったことによるものであること。あらかじめ、市のホームページにおいて、「傍聴を希望される方は、午後2時50分までに受付を済ませ、整理券を受け取ること。午後2時50分までに整理券を受け取っていない方は、傍聴できないこと。整理券を受け取った人数が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定することを掲載、それを受付にも提

示しておりましたことをご説明いたしました。

傍聴を認めなかった理由としては、あらかじめ市のホームページ等で傍聴の受付時間を、等しく市民の皆さんに案内している以上、その周知したルールを遵守しなければ、平等な取り扱いとならないと考え、厳格にルールを運用したことを説明しました。

2点目の判決の内容については、原告の請求内容は、

- 1 被告は、原告に対し、金3万円及びこれに対する平成27年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを3分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

ということで、その余の請求とは、原告が請求した3万円から、本市に支払いを命じられた1万円を差し引いた金2万円と、これに対する年5分の割合による金員のことですと説明しております。

判決に記載されている理由の概略として、裁判所は、「会議開始の10分前に傍聴受付の締切時間を設定したことは、教育委員会の会議の円滑な運営という公益に関するものであり、その目的は正当である。

しかしながら、会議開始までの間、傍聴受付手続きを行うことは可能、かつ容易であり、一律の受付制限は、傍聴の自由の制限として、必要やむを得ない制限であるとはいえない、従って、教育委員会は傍聴の自由を違法に侵害しうることを認識すべき職務上の義務違反がある」と判断、原告の請求を一部認めたということを説明しました。

3点目、控訴の理由についてです。

市民を相手に訴えをするということは、控訴を含め、慎重に判断しないとイケないなかで、今回の裁判は、市にとって非常に重い内容のものであり、市が業務を行うにあたって、さまざまなルールを定め、職員がそのルールを遵守することにより職務を遂行しております。今回の判決はこのルールが違法ということで、原告に対する損害賠償を命じられました。

また、問題となったルールは、「会議開始の10分前に傍聴の受付を締め切る」ということです。この他の自治体

の教育委員会会議においても、運用されているルールを適用し、それに従ったにも関わらず、その行為が違法であり、損害賠償まで請求ということになると、職員は、行動規範ともいべきルールに疑問をもったまま、その時々への対応を強いられることとなり、円滑な業務運営に支障を生じてしまう結果となります。この結果は、本市だけでなく、他の自治体に及ぼす影響も大きく、より慎重な判断を求めるために控訴しましたと答弁致しました。

4点目、原告が提訴にいたる経過についてです。

平成27年8月12日、原告が共同代表を務める団体より、本市教育委員会へ、「開かれた教育委員会会議についての公開質問状」において、傍聴希望の受付は、審議開始時間の10分前までとの理由で拒否したことは、誤りであるかとの質問がございました。

平成27年8月19日付で、教育委員会より、傍聴受付時間については、等しく市民の皆様にご案内している以上、遅刻した場合には、お断りせざるを得ないと考える回答致しました。

その後、平成27年8月25日に、原告が訴えを提起。公開質問状に対する回答から、原告の訴えまで、教育委員会に原告より何の連絡もございませんでしたと説明致しました。

また、今回の高松高等裁判所の判決はいつ頃になるか、また、市が控訴をすると決めたのか、どこで誰が決めたのかと再質疑がございました。

高松高等裁判所の判決の時期としては、同裁判所の審議の進み具合によるので、市として答えられる立場にないこと、あくまで一般論として、8月控訴、判決は来年3月頃にできるものと予想されること、控訴の提起については関係部署で協議、最終的に市長が決定したと答弁致しました。

次に、福本議員からの日本遺産認定に関連しての一般質問が4点ございました。

1点目、「日本遺産 日本最大の海賊の本拠地芸予諸島」について、芸予諸島には、調査、研究されていない海城が多いと思われるが、しまなみ海道沿いにある海城をどのように発信しようとしているのか、2点目として、市内には沢山の石造物があるが、地域の住民と協力して、石造物調

査のみつけ隊をつくってはどうか、3点目、太閤秀吉と海賊大将武吉で大河ドラマの制作を働きかけてはどうか、4点目、取組みが遅れている水中考古学について、どう考えているのかとご質問がございました。

これに対して、冒頭、市長が、今回の日本遺産の認定は、村上海賊に関わる遺跡や文化、伝統行事などを守り、継承してきた市民の尽力と理解の賜物であること、和田竜氏の著書「村上海賊の娘」が本屋大賞となったことが追い風となったこともあり、この流れを継続させていきたいこと、今後とも、歴史文化資源を活用しながら、魅力的なまちづくりに取組むと共に、認定された日本遺産の魅力あるストーリーを発信、国内外を問わず、訪問してもらうことで、地域の活性化を図っていききたいと答弁致しました。

また、私から、海城については、古くからその存在が知られており、能島城、来島城、甘崎城については、調査報告書が作成され、調査検討委員会や愛媛大学等が連携して、整備や活用策を検討していること、今回の認定に際して、村上海賊魅力発信推進協議会からもスタンプラリー等の提案もあり、引き続き、一体的な情報発信をしていききたいことを答弁致しました。

石造物についても、しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査委員会において、旧今治市、旧越智軍陸地部、島嶼分の調査実施、報告書を作成済みであること、必要に応じて、保存修理工事に取り組んでいることを答弁致しました。

大河ドラマの誘致、合併前に旧宮窪町のまちおこしグループが3島5町の商工会青年部と署名運動を行ったが、実現していないこと、このため、情報収集、関係者への魅力発信をおこなっていくことを答弁致しました。

水中考古学については、日本遺産のエリアである芸予諸島周辺海域では、数多くの水中遺跡や海から引き上げられた考古資料が存在しており、関係機関と連携して、水軍資料館を中心に文化財価値の周知に努め、研究の成果や情報発信をしていくようなことを答弁致しました。

以上です。

奥本委員長

〈議題審議〉

議題の審議に入る。「議案第 61 号 今治市文化財保

	護審議会委員の委嘱について」説明を求める。
真部文化振興課長	－「議案第 61 号 今治市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明－
奥本委員長	承認してよいか問う。
一各委員一	承認する。
奥本委員長	次に「その他」を議題とし、説明をもとめる。
真部文化振興課長	「大三島×玉川 魅惑の浮世絵コレクション」展 「デュエットウカナエ&ゆかりコンサート」 「岩田健 母と子のミュージアムコンサート『雅楽空間』」について説明
奥本委員長	午後 2 時 0 0 分閉会を宣す。

以上、会議の次第を記し、その相違ないことを証するため署名する。

藤井委員

吉良委員